



今さら聞けない...

教育用語

Q&A

..... Vol.7



Q1

障害者差別解消法で合理的配慮

って?

障害者差別解消法の目的や法制化された経緯を教えてください。

この法律では次のことが定められています。

- 障害を理由とする差別の解消を進める基本的なこと
- 国や地方公共団体、民間企業などでの障害を理由とする差別を解消するための取り決めなど

全ての国民が障害の有る無しに関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的としています。

障害者差別解消法は、平成25年6月に法律として公布されました。平成28年4月1日から施行されたので、地方公共団体が設置する学校もこの法律に定められた内容を実施する義務があります。

学校では、どのようなことに配慮していけばよいのでしょうか?

「合理的な配慮」として、

- 聴覚障害のある子どもには、声だけで話すのではなく、視覚で内容が分かるようにする。
 - 視覚障害のある子どもには、文字だけで伝えるのではなく、音声での理解ができるようにする。
 - 身体に障害のある子どもには、できるだけその不都合さをサポートする学校体制をとる。
- など、その子どもの障害に合う必要な支援の仕方を工夫することが求められています。

具体的には

「障害者差別の解消」とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか?

視覚や聴覚、身体等に不自由さ、つまり「障害がある」という理由だけで、不当な扱いを受けない環境づくりをしていくということです。

例えば日常生活で、

- アパートなどを貸してもらえない。
- スポーツクラブに入れてもらえない。
- 車いすを使用しているからといって、お店に入れてもらえない。

など、障害の無い人と同じ扱いを受けられないような状況を「不当な差別的取り扱い」と考えられています。ただし、全てを同じにということではなく、他に対処方法が無い場合は、「不当な取り扱い」にはならないこともあります。

- 聞こえにくさのある子どもに、音質や音量の調整をしたり、文字での代筆をしたりする。
 - 読み・書きに困難さのある子どもに、授業やテストでタブレット端末などの機器を使用したり、筆記に加えて口頭での試問を行ったりする。
 - 発達障害があり、人前での発表を苦手とする子どもに、代わりにレポート形式にしたり発表を録画したりして評価する。
- など、その子どもに応じた個別の支援をしていく内容・方法を校内委員会で検討することから「合理的配慮」が始まります。



読み・書きに困難さのある子どもへの合理的配慮の具体的な事例を東京学芸大学・特別支援担当の小池敏英教授に伺いました。

LD(学習障害)に対する合理的配慮については、センター試験や大学で工夫されてきました。センター試験では、試験時間の延長、拡大文字の問題冊子の配布、別室の設定などが配慮されています。大学では、説明資料の配布、問題文の読み上げソフトの利用許可などが配慮されています。

子どもの実態によっては、「重要ポイントと説明が分かりやすい板書の工夫」、「授業に先立つ説明資料の配布」などが効果的です。ユニバーサルデザインの観点でも、望ましい配慮になります。

小学校では、教員が困難に気づくことが大切です。読み書きの困難は、本人の努力不足と見てしまいがちです。「ひらがなや漢字単語の読みまちがいは、困難のサインかもしれません。」「書き取りの成績が、努力しても低成績になる」、「教科間で成績のアンバランスが大きい」などもサインです。子ども一人ひとりであらわれ方が違います。

「困難」を「制約」と理解すると、配慮の手がかりが見えてきます。授業の内容を理解する上で、「読み書き上の制約が大きい」と考えると、制約を外す手立てが分かります。

➡P.18-19: 読み書き計算支援プリント

Q2 “義務教育学校”って、どんな学校？



小中一貫校と、
どこが違うので
しょうか？

■小中一貫校

小中一貫校では、1年生～9年生でカリキュラムを組んで教育活動を進めていますが、法的には、小学校と中学校の2つの学校が、一体型の施設に設置されている、あるいは、地域の中でそのように位置づけられているということになっています。卒業証書も2回作られているのです。

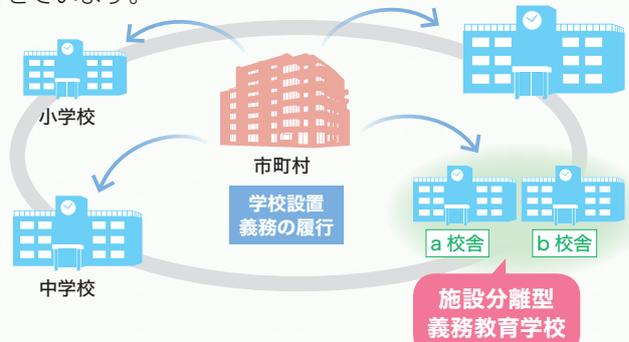
■義務教育学校

子どもは1つの学校に入学し、9年間の教育を受けて卒業するという形になります。ただし学校は、義務教育学校を対象とした学習指導要領はまだ作成されていないので、現在の小中学校のものを参考に、カリキュラムを作って運営していくこととなります。

平成27年6月に学校教育法の一部が改正され、自治体の判断で義務教育学校を設置できるようになりました。これまでの小学校や中学校などに加えて、「義務教育学校」が新たな校種として法的に位置づけられたのです。

義務教育学校は、小中一貫教育をさらに推進し、義務教育9年間の系統的な指導や教育課程の弾力的な運用ができるようにしようというものです。

平成28年4月1日から設置することができることになっているので、例えば、東京都品川区では、6校を義務教育学校としてスタートさせています。



Q3 “五輪教育”や“オリンピック・パラリンピック教育”って？



2020年の東京オリンピックに向け、五輪教育への注目度が高くなっています。



「オリンピック・パラリンピック有識者会議」の中間報告が出されました。



東京都では、オリンピック・パラリンピック教育の意義を重視し、都内全校での展開を明言しています。

「五輪教育」という言葉は、オリンピックの理想を具現化するための教育活動の総称です。IOCはその価値として、卓越 (Excellence)、友情 (Friendship)、尊敬 (Respect) の3つを示しています。この3つをよりどころとして「スポーツを通じた教育活動」を推進するのが五輪教育【OVEP】(Olympic Values Education Program) だといわれています。

文部科学省は、平成27年2月に「オリンピック・パラリンピック有識者会議」を設置。オリンピック・パラリンピック教育の目的や内容について整理して、この教育の推進のための方策などを検討し、7月に中間報告として公表しました。「五輪教育」という言葉は、「オリンピック・パラリンピック教育」という言葉に置き換えられています。

各校では、年間指導計画を作成し、「進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒の育成」を目指して、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際親善や世界平和に果たす役割、世界の文化や歴史を学び、交流を通して国際理解を深める内容などを従来の教育内容と関連させながら指導を進めるなど、具体的な取り組みがスタートしています。